

「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」(第 29 回)

2021 年 2 月 3 日 (水)

16 時 30 分 ~

次 第

1. 「社債の取引情報の報告・発表制度」の定期検証に関するアンケート結果を踏まえた検討事項について
 - (1) 発表事項の見直しについて
 - ① 「取引数量」の細分化
 - ② 「取引時間」の追加
 - (2) 発表開始時期の早期化について
 - (3) その他の制度改善案について
 - ① 時系列データの公表
 - ② データ公表時刻の前倒し
 - (4) その他の意見（最近の社債市場の動向等）について

2. その他

以 上

社債の取引情報の報告・発表制度に関する検討事項

2021年2月3日

日本証券業協会

1. 発表事項の見直しについて【アンケート問3】

(1) 見直しを行うべき発表事項（1件）

発表事項	見直しの内容・理由
取引数量	<p>潤沢な流動性のある市場であれば、理論上、「数量」が「価格」に及ぼす影響は限定的かもしれません。しかし、「数量」情報を伴わない「価格」情報のみで市場の透明性が十分に実現されたということとはできないものと考えます。</p> <p>直ちに細分化を求めるものではありませんが、常時、直近の状況を踏まえて、細分化の余地はないか、検討を続けるべきです。</p> <p>昨年度「見送り」になったからといって、ア priori に、当面は現状維持と決めつけるべきではないと考えます。</p>

➤ 事務局コメント

「取引数量」の細分化については、報告証券会社における事務フローの変更やシステム改修は不要であり、日証協におけるシステム改修により実現可能ですが、現在も「5億円以上」「5億円未満」の区分により取引規模の概要の把握が可能であるなか、これを細分化することにより利用者が得られるメリットが、細分化によるデメリット（システム対応コストや取引の特定につながる懸念）を上回るかどうか、ご議論いただきたいと存じます。

(2) 新たに追加すべき発表事項（1件）

発表事項	見直しの内容・理由
取引時間	<p>「価格」が時間の経過とともに変動するものである限り、「時間」情報を伴わない「価格」情報のみで市場の透明性が十分に実現されたということとはできないものと考えます。</p> <p>もちろん、コスト等の事情は理解できますので、今すぐというわけではありませんが、中長期的課題としては取組み・検討を継続すべきものと考えます。</p>

➤ 事務局コメント

「取引時間」の追加については、現在は報告事項に含まれていないことから、日証協におけるシステム改修だけでなく、報告証券会社におけるオペレーションの変更やシステム改修など、「取引数量の見直し」と比較しても大きなコストを要するため、慎重な検討が必要と考えます。

また、取引情報はリアルタイムではなく、翌日以降の公表となっているなかで、「取引時間」の追加による費用対効果（利用者が得る便益と、システム改修等に伴うコスト及び取引の特定につながる懸念とのバランス）の観点から、見直すべきかどうかご議論いただきたいと存じます。

2. 発表開始時期の早期化について【アンケート問4】

（各社の回答）※1社回答なし

1. 必要である : 4社
2. 不要である : 5社
3. どちらともいえない : 8社

（主な意見）

回答	主な意見
1. 必要である	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に、条件決定日直後が最も流動性が高い状態にあるため ・ 「社債の発行手続に関するWG」における議論と平仄を揃えるべき ・ プライマリーとセカンダリーの連続性を踏まえると、これを過度に峻別せず、プライマリーと同様にセカンダリーの透明性向上を図るべき ・ 発行後1週間以内の開示としてはどうか
2. 不要である	—
3. どちらともいえない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行市場の透明性向上に係る規制（需要情報及び販売先情報の発行体への提供）の導入による市場の変化を確認したうえで検討すべき ・ 資金繰り等の理由により、新発債をローンチ日に購入しない投資家が一定数おり、このようなプライマリーに近い性質の取引がセカンダリーとして発表されることでミスリードを招く可能性もあるため、発表までの猶予期間は必要 ・ 発表開始時期の早期化による透明性向上は必要と考えるが、市場参加者への影響を踏まえると慎重に検討すべき

➤ 事務局コメント

発表開始時期の早期化については、条件決定日直後の流動性が最も高いこと、及び、「社債の発行手続に関するWG」における議論を踏まえ、プライマリーと同様にセカンダリーについても透明性向上を図るべきとの意見がある一方で、「不要である」と答えた社の数が「必要である」と答えた社の数を上回ったほか、本年1月より段階的に施行（7月より全面施行）されている「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」による市場への影響を確認したうえで検討すべきという意見や、いわゆる「プライマ

リーに近い性質の取引」がセカンダリーとして公表されることでミスリードを招く可能性がある、との意見がございました。

以上を踏まえ、事務局といたしましては、直ちに発表開始時期の早期化に着手する必要性は高くないものと考えておりますので、ご意見にあるように、プライマリーの透明性向上に係る規則の制定による影響を見ながら、来年度以降も引き続き検討することとしてはどうかと考えておりますが、ご意見等がございましたら、WGの場でご議論いただければと存じます。

3. その他の制度改善案【アンケート設問5】

発表事項	見直しの内容・理由
時系列データの公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示日ごとに別シートであるため、集計作業の負荷が大きい。使い勝手の改善によりデータの活用が促進され、流動性向上につながる ・ 時系列データの公表により、市場参加者の利便性向上や研究者によるデータの分析を通じて、さらなる社債市場の活性化に向けた施策の検討に寄与することが期待される ・ 公表主体における事務負担等を考慮すると、Bloomberg 等の外部ベンダーを活用して効率的に時系列データを生成することも考えられる
データの公表時刻の前倒し	<ul style="list-style-type: none"> ・ (現行の公表時刻である) 翌日の9時には既に取引が始まっているため、当日の夜もしくは翌日の8時半までにはホームページにアップロードされることを希望

➤ 事務局コメント

(1) 時系列データの公表について

昨年度の定期検証と比較して、「時系列データの公表」について多くの意見が寄せられたことから、市場関係者のニーズは高まっていると考えられます。

一方で、新たに時系列データの公表を行う場合には、担当部署における事務負担やシステムへの負荷等を考慮して、公表データのファイル形式の一本化等の見直しを行いたいと考えておりますので、資料2の内容について本WGのコンセンサスを得られるのであれば、見直しに着手したいと考えております。

(2) データの公表時刻の前倒し

社債の取引情報の公表事務に関しては、ホームページの更新作業の自動化・システム化が困難であることから、現在は、報告日当日の18時30分頃に作成されたデータを、同時刻以降に手作業で登録し、報告日翌日の9時に公表するフローとなっております。

公表時刻は登録時に設定するため、ご提案のあった報告日当日の18時30分以降、あ

るいは報告日翌日の9時以前に設定することも技術的には可能ですが、いずれの時間帯も職員の通常業務時間外であるため、仮に、公表データに誤りがあった場合や、外部からの問い合わせがあった場合でも、迅速な対応をとることができない懸念があります。

以上を踏まえ、事務局といたしましては、公表時刻の前倒しについては見送りとさせていただければと考えておりますが、御意見等あればいただきたいと存じます。

4. その他の意見（最近の社債市場の動向等）【アンケート問6】

ご意見の内容
一銘柄あたりの社債発行の大型化はセカンダリーにとっても好ましい所である。今後ともある程度の規模感の銘柄が継続して発行される状況にあるという事であれば、旧来からの課題の一つであるレポ・マーケットの育成にも取り組んでいきたい希望はある。

➤ 事務局コメント

過去に社債レポ市場についてヒアリングを行った際には、借り手側のニーズはあるものの、市場に玉が少なく、現実的に調達が困難（貸し手の不在）という問題があったものと認識しております。ご指摘の通り、一銘柄あたりの発行額が大型化すれば、貸し手側に貸し出しに回せる玉が増え、借り手における調達の余地が生まれると考えられますので、そのような状況となった場合に、レポ市場の活性化のため本協会として取り組むべき課題があれば、市場関係者のご意見をいただきながら検討したいと考えております。

以 上



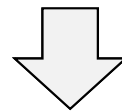
「社債の取引情報の報告・発表制度」における 時系列データの公表について

2021年2月3日

日本証券業協会 公社債・金融商品部

「社債の取引情報の報告・発表制度」においては、毎営業日、発表対象銘柄に係る取引データを公表しているが、取引データは営業日ごとにファイルが分かれているため、例えば1か月（20営業日）分の取引データを取得するためには、20個のファイルの内容を確認する必要がある。

利用者サイドから、取引データの取得に係る事務負担を軽減する趣旨で、営業日ごとに分かれたファイルだけではなく、一定期間の取引データを集約した時系列データの公表を求める声がある。



日証協としては、取引データの利用促進・投資家の利便性向上の観点から、時系列データの公表を行うことも吝かではないが、担当部署の事務負担やシステム負荷を軽減するため、以下2点について本WGでコンセンサスを得られるのであれば、時系列データの公表に着手したいと考えるがどうか。

①公表データのファイル形式の見直し

現在はcsv・xls・pdfの3種類のファイル形式でデータを公表しているが、新たに時系列データを公表するのであれば、事務負担軽減のため、公表するファイルを減らすなどの簡素化を図ってはどうか。
















②システム改修の着手時期

現在、4月1日付の発表対象銘柄拡大に係るシステム改修を行っているが、見直し後も一定期間はシステムに手を加えず、運用の安定性を確認するため、時系列データの公表に係るシステム改修の着手時期は、本年7月以降とさせていただきたい。
























日々の取引情報

csvファイルを御覧頂く際には、こちらの[項目表示ヘッダー](#)を御利用下さい。

当月発表分

	csv	xls	pdf
2021年1月8日発表分			
2021年1月7日発表分			
2021年1月6日発表分			
2021年1月5日発表分			
2021年1月4日発表分			

過去分 (zipファイル)

	csv(zip)	xls(zip)	pdf(zip)
2020年12月発表分			
2020年11月発表分			
2020年10月発表分			
2020年9月発表分			
2020年8月発表分			
2020年7月発表分			
2020年6月発表分			
2020年5月発表分			

当月中の公表データについては、
営業日別に、csv・xls・pdfの
3つのファイル形式を公表

前月以前の公表データについては、
月毎に3つ (csv・xls・pdf) のzip
ファイルを掲載しており、各zipファイル
には、営業日別にファイルが格納

時系列データの公表形式（xlsに一本化した場合のイメージ）

日々の取引情報






csvファイルを御覧頂く際には、こちらの[項目表示ヘッダー](#)を御利用下さい。

当日発表分

	xls
2021年○月○日発表分	

	xls
2021年発表分	

過去分

	xls
2020年発表分	
2019年発表分	
2018年発表分	
2017年発表分	
2016年発表分	
2015年発表分（11月4日発表分から）	

営業日毎の公表データの
ファイル形式はxlsに統一

当年分の時系列データには
当日発表分を含む

過去分の公表データは
年間の時系列データを掲載

※英語版サイトについても上記と同様とする

時系列データの内容 (xlsの場合のイメージ)



	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
1	<u>社債の取引情報</u>										
2											
3											
4	発表日	約定年月日	銘柄コード	銘柄名	償還日	利率	売買の別 注1	取引数量(額 面金額ベース) 5億円以上	取引数量(額 面金額ベース) 5億円未満	約定単価 (円)	【参考】売買参 考統計値(平均 値)注2
119	2021/1/8	2021/1/7	000077186	コンソルディアFG劣7	2030/09/03	*	買い		✓	100.544	100.09
120	2021/1/8	2021/1/7	000017335	日本生命40-ン劣 1	2049/11/21	*	売り		✓	99.835	98.83
121	2021/1/12	2021/1/7	070330946	成田国際空港 33	2039/01/28	0.599	買い		✓	101.722	101.1
122	2021/1/12	2021/1/7	090391288	東日本高速道路39	2021/12/20	0.03	買い		✓	100.06	100
123	2021/1/12	2021/1/7	003012579	コク・コラBJHD3	2029/09/19	0.27	買い	✓		100.084	98.65
124	2021/1/12	2021/1/7	000133382	セフン&アイHD 13	2023/12/20	0.06	売り	✓		100.208	100.01
125	2021/1/12	2021/1/7					売り	✓		100.205	
126	2021/1/12	2021/1/7					売り	✓		100.202	
127	2021/1/12	2021/1/7					売り	✓		100.17	
128	2021/1/12	2021/1/7					売り		✓	100.205	
129	2021/1/12	2021/1/8	070210907	首都高速道路 21	2022/12/20	0.09	買い		✓	100.183	100.1
130	2021/1/12	2021/1/8	070330946	成田国際空港 33	2039/01/28	0.599	買い		✓	101.554	100.95
131	2021/1/12	2021/1/8	090381290	西日本高速道路38	2022/09/20	0.09	買い		✓	100.16	100.08
132	2021/1/12	2021/1/8	090391290	西日本高速道路39	2022/12/20	0.09	買い		✓	100.183	100.09
133	2021/1/12	2021/1/8	000092269	明治ホールディングス 9	2023/11/27	0.001	売り	✓		100.025	99.87

注1 売買の別は、当該取引の報告を行った会員の取引相手方からみた「売り」又は「買い」である。
 注2 売買参考統計値(平均値)は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の
 売買の参考となる気配として報告を受けた気配値(売り気配と買い気配の仲値)の平均値である。

既存の (営業日別の) xlsファイルのデータを結合し、「発表日」と「約定年月日」の列を追加する

社債の取引情報の報告・発表制度の定期検証に関するアンケートの結果について

2021年1月26日
日本証券業協会
公社債・金融商品部

1. 社債の流動性への影響について

【問1：必須回答】

昨年度の定期検証以降、本制度が社債市場の流動性に与えている影響と、その変化の有無について御回答ください。

また、「1. 変化があった」を選択した場合には、具体的にどのような変化があり、足元でどのような影響を与えているかを御回答ください。

(可能であれば、定量的情報を合わせて御回答ください。)

(意見照会結果の概要)

- ・各社の回答は以下のとおり。(回答なし：1社)
 1. 変化があった : 0社
 2. 変化はなかった : 6社
 3. どちらともいえない : 11社
- ・2020年中の社債の売買高等の増加について、「少なくとも本制度が流動性にネガティブな影響を与えているとは言えない」ととらえる回答があった一方で、足元の売買高等の増加は「日銀による社債等買入れオペの拡充」や「金利水準の変動」、「新型コロナウイルスの影響による資金繰りの変化に伴う売買」等の影響が大きいと考えられるため、本制度が流動性に与えている影響を判別することは困難との回答も複数寄せられた。
- ・いずれにしても、本制度が社債の流動性に明確な影響を与えているという意見は寄せられなかった。

(各社回答)

回答	具体的な変化の内容 (本制度が社債市場の流動性に与えている影響)	社名
2. 変化はなかった (6社)	添付資料「社債の取引情報データ等について」から判断する限り、社債市場全体では売買高の増加および売買回転率の上昇が確認される。また発表対象となる社債取引についても、1日	A社

回答	具体的な変化の内容（本制度が社債市場の流動性に与えている影響）	社名
	平均取引銘柄数こそ 30 銘柄前後で横ばいとなっているものの、1 日平均取引件数は増加基調となっている。これらを踏まえると、緩やかながらも社債市場の流動性は高まっており、本制度が流動性向上に直接的に寄与したと判断するのは難しいが、少なくとも流動性に対して悪影響を与えていないと判断しても良いのではと考えている。	
	他の公社債との比較においても、発表対象取引と非発表対象取引との比較においても、ネガティブな影響は見受けられません。 売買高、売買回転率ともに、社債は 2015 年の制度開始以降、むしろ、上昇トレンドを示しています。 この 1 年間、発表対象取引は、非発表対象取引よりも取引件数・取引数量の絶対数は少ないものの、上昇トレンドを示していると考えられます（945 件⇒1407 件、3170 億円⇒4644 億円）。	B 社
	価格が公表されて透明性が上がったから社債の売買量を増やしたという投資家は少ない印象。それよりも新型コロナ対策の財政出動による民間部門のキャッシュ余剰が社債投資を促していること、日銀の社債オペ拡充で新発債を購入後に即座にオペで利益確定をするという短期売買が増えていること等が売買の増加の主因と思料。	C 社
	—	D 社
	—	E 社
	—	F 社
3. どちらともいえない (11 社)	前回の検証以降からの変更点は特に無し。本制度のみを持って流動性に影響を与えたかどうかを観察するのは難しいと思料。	G 社
	本制度が社債の流動性に影響を与えているか否かについては、どちらとも言えないと考えております。本制度だけではなく、金利水準、デット・ファイナンスの市場構造、経済環境等に変化が生じますと、社債市場の流動性に影響が表れる可能性がございます。	H 社
	低金利下で流動性が低下しているのとコロナウイルスで売買が激減しているのでどちらともいえない	I 社
	社債の売買高は急増しているが、日銀の社債等買い入れオペの影響が大きいいため、本制度が	J 社

回答	具体的な変化の内容（本制度が社債市場の流動性に与えている影響）	社名
	流動性にどのような影響を与えているかは、現状は分析が困難であると思料する。	
	「添付資料：社債の取引情報データ等について」によると昨年から社債の売買高が増加しているが、コロナ禍により信用リスクに変化が生じたことと、日本銀行による社債オペが大幅に増加されたことによるもので、本制度が社債市場の流動性に与えている影響はどちらともいえない。	K社
	（回答不可）社債の流動性については様々な要因に左右されるため、本制度による流動性への影響有無を受託の立場から判別することは困難と考えます。	L社
	—	M社
	—	N社
	—	O社
	—	P社
—	Q社	

2. 発表対象基準について

2021年4月1日より施行される改正後の「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」（ガイドライン）の「2. 発表対象の社債及び取引」では、発表対象の社債及び取引（以下「発表対象基準」といいます。）について、以下のとおり規定しております。

2. 発表対象の社債及び取引

発表対象の社債及び取引は、規則第11条の2に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。

（1）発表対象の社債

発表対象の社債は、次のいずれかに該当する（以下「発表基準」という。）ものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。

- ① 当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であるもの
- ② 当該社債の銘柄格付がA格相当（Aマイナス相当を除く。）で、発行額が500億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が20年以上のものを除く。）

（注1）「銘柄格付」とは、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に定義する信用格付業者をいう。以下同じ。）から取得した格付（非依頼格付（格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行うものをいう。）を除く。以下同じ）をいう。

（注2）「AA格相当以上」とは、信用格付業者の一以上からAA格相当以上の格付を取得していることをいう。

（注3）「A格相当（Aマイナス相当を除く。）」とは、信用格付業者から取得した格付のうち最も高い格付が「Aプラス」、「A1」、「Aフラット」又は「A2」のいずれかであることをいう。

（注4）「残存年数が20年以上のもの」とは、当該社債の償還日が7. に規定する更新判定日の翌日から起算して20年後に相当する日以降であるものをいう。

ただし、AA格相当以上の銘柄がA格相当（Aマイナス相当を除く。）に格下げとなった場合、当該格下げとなった日以後最初の更新判定日に係る社債の取引情報の発表が開始されるまでの間は、当該社債の償還日が当該格下げとなった日の翌日から起算して20年後に相当する日以降であるものをいう。

（2）発表対象の取引

発表対象の取引は、取引数量が額面1億円以上の取引とする。

【問2：任意回答】

2020年9月のガイドラインの改正により、2021年4月以降は、従来の「AA格相当以上の銘柄」に加えて、一定の要件を満たす「Aプラス相当の銘柄」及び「Aフラット相当の銘柄」が発表対象に追加されることとなっております。

現時点では、2021年4月の発表対象拡大による影響が未知数であることから、本年度の定期検証においては、発表対象の更なる拡大について議論することは難しいと考えておりますが、皆様において、今後の発表対象基準に関する議論において参考とすべき御意見等をお持ちであれば、御回答ください。

(意見照会結果の概要)

- ・発表対象銘柄の更なる拡大については、本年4月に予定されている「A格への条件付き拡大」の影響を確認したうえで検討すべきであるとの意見が複数寄せられたほか、今後の議論において定期検証の精緻化や投資家へのヒアリングを求める意見があった。
- ・他方で、4月の「A格への条件付き拡大」の実施後においても、2012年の社債懇報告書で提示された「暫定措置」に至っていないことを踏まえ、改めて本制度の最終的な目標が「市場インフラとして全ての取引の公表」を目指すものであることを認識したうえで議論すべきとの意見のほか、劣後債や残存年数の長い銘柄など、相対的に売買が活発な銘柄の発表対象への追加を検討すべきとの意見も寄せられた。
- ・そのほか、金融商品の時価の算定に係る会計基準の変更による、売買参考統計値と取引情報の関係を指摘する意見もあった。
- ・**いずれも貴重なご意見として承り、来年度の定期検証における議論の参考とすることとしたい。**

(各社回答)

今後の発表対象基準に関する議論において考慮すべき事項	社名
仰られる通り本年4月に始まるA格相当以上の銘柄の価格公表がマーケットに与えるインパクトを十分に検証することが先決であり、現段階で更なる拡大を議論するのは時期尚早だと考えます。	C社
事務局の考える通り、当面、対象拡大の影響を見てから、次の拡大に進めるかどうか判断したい。	M社
ご記載のとおり2021年4月の発表対象拡大による影響を見極めてから本件検討すべきものと考えております。	L社
今回、条件付きでありながらもA格への発表対象の拡大が予定されていることから、発表拡大における社債市場への影響を注意深く確認すべき期間が必要と考えております。	H社

今後の発表対象基準に関する議論において考慮すべき事項	社名
<p>基準を議論するにあたっては、現在の定期検証をより精緻におこなう（日銀社債等買い入れオペやプライマリー市場拡大のノイズ除いた分析等）とともに、対象基準変更後には主要投資家にアンケートを実施し、多面的に社債市場の活性化に寄与しているかを検証することが必要と思料する。</p>	J社
<p>見直しの原点である「社債市場の活性化に向けた取組み（『社債市場の活性化に関する懇談会』部会報告）」（平成24年7月30日）の精神が忘れられることのないようにして頂きたいです。</p> <p>「社債の流通市場の活性化を図るためには、社債の取引情報を公表することにより社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保することが重要」（同報告書 p.39）であり、流動性等への懸念があることから段階的に進めているが、本来は、公表が原則であることをコンセンサスとすべきです。</p> <p>また、発表対象基準についても、上記の考えを踏まえれば、本来、流動性等へのマイナスの影響が明確に指摘されない限り、発表対象を拡大すべきものと考えます。本年度に限っては、COVID-19 など様々な要素が重なっているため、やむを得ないことを理解しますが、「影響が未知数である」ことが、直ちに、発表対象拡大見送りの理由とはならないことを確認させて頂きたいです。</p>	B社
<p>前回の会合で感じたことではあるが、本WG（あるいは、その前身である社債懇第4部会）の設立から長い年月が経過し、WGメンバーも入れ替わる中で、本WGが目指すべき所がメンバー間で共有できていない点が最大の問題ではないかと考えている。</p> <p>平成24年（2012年）7月に出示された報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」では、「全銘柄を4つの取引数量区分」で公表することとなっており、その暫定措置として「発行総額500億円・1社からA格以上・2つの取引数量区分」での公表基準が示されている。しかし、この報告書から既に8年以上の時間が経過しているにもかかわらず、現状はこの暫定措置すら依然として達成できていない状況にとどまっている。</p> <p>もちろんステークホルダー間の利害を調整するのに時間が掛かるのはやむを得ない側面はあるが、それ以前に「社債取引の透明性を上げれば、社債市場の流動性が向上し、社債市場の活性化につながる」という命題がデータ上も証明しづらく、むしろある程度「濁って」いた方が証券会社も投資家も活動しやすいという反論も多い点が足枷になっているように思われる。また、公表銘柄の拡大が証券会社サイドの一方的な事務的負担・金銭的負担の上に成り立っているのも、公表銘柄の拡大が進まない一因として挙げられるであろう。</p> <p>私自身は当該報告書で示されたゴールが変わっていないものとして当WGに臨んでいるが、もう一度「社債取引価格の公表」の意義をゼロベースで議論すべき時期が来ているのではないかと考えている。</p>	A社
<p>発表対象銘柄の更なる拡大。劣後債及び残存年数の長い銘柄を発表対象に含む必要性。</p>	N社

今後の発表対象基準に関する議論において考慮すべき事項	社名
<p>2019年の集計結果資料では劣後債の流動性が比較的多い結果になっており、情報開示対象に置く重要性が伺われる。</p> <p>2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）等が適用される。従来、会計基準上、売買参考統計値は、一律に「市場価格」として扱われてきたが、時価算定会計基準等の適用後は、活発な市場における相場価格であるか否かにより、レベル1の時価又はレベル2の時価に区分され、各区分に集計して開示されることになると考えられる（もう1つの区分であるレベル3の時価は、観察できないインプットが重要な影響を与える理論価格である。時価算定会計基準において、観察可能なインプットを優先して用いることが要求されているため、売買参考統計値が公表されている場合にレベル3の時価となることは稀と想定される。）。時価算定会計基準において、「活発な市場」とは、「継続的に価格情報が提供される程度に十分な数量及び頻度で取引が行われている市場」と定義されている。活発な市場における相場価格であるか否かは、銘柄別に決定するものと考えられる。売買参考統計値が公表されていても、それに基づく時価は、各銘柄の実際の取引の数量及び頻度によって、レベル2の時価となることがあると考えられる。また、売買参考統計値が実際の取引価格と大きく異なる場合は、時価の算定において調整が必要になると考えられる。</p>	P社
現時点では特に無い	G社
特になし。	I社
特になし	O社
—	K社
—	D社
—	E社
—	F社
—	Q社
—	R社

3. 発表事項について

ガイドラインの「3. 発表事項」では、社債の取引情報に係る発表事項について、以下のとおり規定しております。

3. 発表事項

社債の取引情報の発表事項は、次に掲げるものとする。

①約定年月日

②銘柄コード 証券コード協議会が付番する8桁の銘柄コードの冒頭に「0」を加えた9桁のコードとする。

③銘柄名

④償還期日

⑤利率

⑥取引数量 「5億円以上」又は「5億円未満」の別とする。

(額面金額ベース)

⑦約定単価 額面100円あたりの約定価格とする。

⑧売買の別

⑨売買参考統計値 (平均値) 当該社債について規則第3条第1項に規定する売買参考統計値が発表されている場合、社債の取引の約定年月日と同日(約定年月日が休業日の場合はその翌営業日)の売買参考統計値(売買参考統計値の発表日付は約定日の翌営業日の日付)の平均値を参考情報として発表する。

【問3：任意回答】

上記のうち、見直しを行うべき発表事項、又は新たに追加すべき発表事項がございましたら、その理由と併せて御回答ください。

(意見照会結果の概要)

・昨年度の定期検証に係るアンケートと同様、見直しを行うべき発表事項として「取引数量の細分化」、新たに追加すべき発表事項として「取引時間」の提案があったことから、2月3日の本WGにおいてご議論いただくこととする。

(各社回答)

【見直しを行うべき発表事項】

見直すべき発表事項	理由	社名
取引数量	潤沢な流動性のある市場であれば、理論上、「数量」が「価格」に及ぼす影響は限定的かもし れません。しかし、「数量」情報を伴わない「価格」情報のみで市場の透明性が十分に実現さ れたということはできないものと考えます。 直ちに細分化を求めるものではありませんが、常時、直近の状況を踏まえて、細分化の余地 はないか、検討を続けるべきです。 昨年度「見送り」になったからといって、ア priori に、当面は現状維持と決めつけるべき ではないと考えます。	B社
特にございませぬ。	—	C社
特になし。	—	I社
特になし	—	O社
なし	—	J社
なし	—	L社
—	—	G社
—	見直しは不要と考えております。多くの市場参加者に見直しのニーズがある発表事項があれ ば検討の必要性を感じますが、過去の事務局によるヒアリング結果や昨年行われたパブリッ クコメントの結果を踏まえると、現状ではニーズがあるという印象を受けません。	H社
—	—	K社
—	—	N社
—	—	D社
—	—	M社
—	—	E社
—	—	F社
—	—	A社
—	—	P社

見直すべき発表事項	理由	社名
—	—	Q社
—	—	R社

【新たに追加すべき発表事項】

追加すべき発表事項	理由	社名
取引時間	「価格」が時間の経過とともに変動するものである限り、「時間」情報を伴わない「価格」情報のみで市場の透明性が十分に実現されたということはできないものと考えます。 もちろん、コスト等の事情は理解できますので、今すぐというわけではありませんが、中長期的課題としては取組み・検討を継続すべきものと考えます。	B社
特にございませぬ。	—	C社
特になし。	—	I社
特になし	—	O社
なし	—	J社
なし	—	L社
—	—	G社
—	—	H社
—	—	K社
—	—	N社
—	—	D社
—	—	E社
—	—	M社
—	—	F社
—	—	A社
—	—	P社
—	—	Q社
—	—	R社

(参考) 昨年度の定期検証に係るアンケートで寄せられた発表事項に関する御提案と見送りとなった理由

御提案内容	見送りとなった理由
「取引数量」の「5億円未満」区分の細分化	他社から「細分化は不要」とする意見もあり、細分化による付加価値向上は限定的とされたため
「利回り」の追加	「利回り」は直接報告分・保振経由報告分（決済照合システム）ともに入力事項となっておらず、協会が約定単価・利率・償還日から逆算しても、会員が顧客に提示した利回りと誤差が生じる可能性があり、正確な数字とならないため
「受渡日」の追加	報告される取引の85%以上の決済期間が「T+3」（当時）となっており、それ以外の（少数の）取引に係る受渡日の公表による付加価値の向上が、取引が特定される可能性が高まるリスク及びシステム対応コスト等に見合わないと考えられたため
「取引時間」の追加	「取引時間」（約定時刻）は直接報告分・保振経由報告分（決済照合システム）ともに入力事項となっておらず、取引時間の公表により取引が特定される可能性が高まる懸念があるほか、報告を行う会員におけるオペレーションの負荷及びシステム対応のコストが大きいと考えられるため

4. 新発債に係る取引情報の発表開始時期の早期化について

昨年度の定期検証に係るアンケートでは、「新発債に係る取引情報の発表開始時期の早期化」についてご提案をいただいておりますが、本WGでの検討の結果、下記のとおり、「日証協の他のWGにおける議論の結果を踏まえ、改めて検討する」とこととされておりました。

その後の「社債等の発行手続に関するWG」における議論の結果、2020年11月17日付で「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」が制定され、2021年1月1日から（地方債は同年4月1日から、発行額100億円以下の債券は同年7月1日から）施行されることとなりました。（制定規則の詳細については、別添2を御参照ください。）

なお、「社債等の発行手続に関するWG」における議論の過程においても、委員より「社債の発行市場（プライマリー）における透明性向上の議論と並行して、流通市場（セカンダリー）における透明性向上を図るべく、新発債に係る取引情報の発表開始時期の早期化について「社債の価格情報インフラの整備等に関するWG」に検討を依頼すべきである」との意見があった旨を申し添えます。

【問4：必須回答】

新発債に係る取引情報の発表開始時期の早期化の是非とその理由、並びに、早期化が必要と考える場合には、発表開始時期（発行日（払込日）からの経過期間）の具体案について御回答ください。

（意見照会結果の概要）

- ・各社の回答は以下のとおり。（回答なし：1社）
 1. 必要である : 4社
 2. 不要である : 5社
 3. どちらともいえない : 8社
- ・「1. 必要である」と答えた社からは、「社債等の発行手続に関するWG」からの提案を真摯に受け止め、プライマリーとセカンダリーの連続性を踏まえ、発表開始時期の早期化によるセカンダリーの透明性向上に取り組むべきとの意見が寄せられた。
- ・「2. 不要である」と答えた社からは具体的な理由の記述はなかったが、「3. どちらともいえない」と答えた社からは、本年1月より施行されているプライマリーの透明性向上策（主幹事証券会社に需要情報及び販売先情報の発行体への提供を義務付け）の導入の影響を確認したうえで検討すべきとの意見や、発行直後の取引にはプライマリーに近い性質のものが含まれることから、これを発表することによりかえって市場へのミスリーディングにつながる懸念があるとして、発表開始まで一定の猶予を設けるべきといった意見が寄せられた。
- ・発表開始時期の早期化については両論あることから、2月3日の本WGにおいてご議論いただくこととする。

(各社回答)

回答	回答の理由 (発表開始時期の早期化の具体案)	社名
1. 必要である (4社)	一般的に新発債の条件決定日直後が、当該銘柄について最も流動性が高い状態にあることが多い為。	G社
	プライマリーとセカンダリーの格差是正。社債等の発行手続きに関するワーキンググループとの平仄を合わせるためにも早期化が必要と考える。	I社
	「社債等の発行手続きに関するWG」における議論の過程で出された意見について、当WGでもこれを真摯に受け止めるべきものとする。 発行市場(プライマリー)と流通市場(セカンダリー)は連続して存在しており、これらを過度に峻別してとらえることは妥当とは考えにくい。プライマリーの透明性確保のため、セカンダリーにおける透明性向上を図るべきとの主張は、ある意味、正論であるとさえ言える。 昨年度の「検討内容」が指摘する懸念についても、何らかの誤認防止措置を講じることができるのであれば、発表開始時期の早期化を否定する根拠とはならないのではないかと。	B社
	相場の透明度を向上させるにはタイムリーな情報開示が必要ではないか。 1週間以内の開示が良いのではないかと。	N社
2. 不要である (5社)	—	C社
	—	K社
	—	H社
	—	E社
	—	F社
3. どちらともいえない (8社)	新発債を購入する投資家のなかには資金繰り等の理由でローンチ日に購入しない方が一定数おり、取引が見えることでミスリードを招く可能性もあるため、発表までの猶予期間は必要と思料します。また、この議論はプライマリー市場の制度変更後の透明性向上の検証も踏まえてすべきであると思料します。	J社
	新規則の適用による市場変化を確認してから、改めて検討したい。	M社

回答	回答の理由（発表開始時期の早期化の具体案）	社名
	原則論から言えば、プライマリーからセカンダリーまでシームレスな形で取引価格が公表されるのが望ましく、実務的に可能であれば、条件決定日の翌日から公表開始でも良いのではと考えている。ただ、「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」の施行から間もないことや証券会社サイドの負担感も考慮して、発表開始時期の早期化には慎重なスタンスである。	A社
	受託の立場としては業務性質上、本設問への回答は差し控えさせていただきます。	L社
	早期化は透明性の向上につながると考えるが、論拠のある具体案は持ち合わせていない。	D社
	発行体の観点では発行直後の新発債に係る取引情報は当該債券の発行条件を振り返る意味で関心があるのではないかと思われるものの、新発債に係る取引情報の発表開始時期の早期化が発行体以外の市場参加者にどのような影響を与えうるかを整理したうえで、是非を検討した方がいいのではないかと思います。	Q社
	価格情報の提供は積極的に行うべきであり、その利用上の留意事項を併せて伝えることにより、利用者が自らの責任で情報を活用して意思決定することが適切と考えるが、取引当事者の懸念を払拭するような具体案はない。	P社
	—	O社

(参考) 昨年度の定期検証会合における検討内容

現行制度	検討内容
発表対象銘柄のうち、各月の15日までに発行された銘柄の取引は翌月の第1営業日から、各月の16日以降に発行された銘柄の取引は翌々月の第1営業日から発表される	<ul style="list-style-type: none"> 発行直後の取引にはプライマリーに近い性質のものが含まれており、それらをセカンダリーの取引として公表することで、かえって市場へのミスリーディングに繋がるおそれがあるため、制度開始時より、発行から発表開始までに一定の期間を設けている ⇒日証協の別のWGにおいて、新発債に係る条件決定の透明性向上について議論されることから、発表開始時期の早期化については、その結果を踏まえ改めて検討する

5. 制度改善案その他の事項

【問5：任意回答】

上記のほか、本制度について見直しが必要と考えられる事項がございましたら、その理由と具体的な見直しの内容を御回答ください。

(意見照会結果の概要)

- ・見直しが必要な事項として「時系列データの公表」（昨年度も提案あり）と「データ公表時刻の前倒し」について提案があったほか、前者に関して Bloomberg 等の情報ベンダーを活用する旨の提案があった。
- ・いずれの是非についても、2月3日の本WGにおいてご議論いただくこととする。

(各社回答)

見直しが必要な事項と具体的な内容	理由	社名
公表される取引データの時系列化	開示日ごとに別シートであるため、集計作業の負荷が大きい。使い勝手を改善することでデータの活用が促進され、流動性の向上にもつながる	E社
下記の取引データの時系列化の検討に賛同します。	(業界、アカデミックの双方における) 取引データの分析を通じて、さらなる社債市場の活性化に向けた施策の検討に寄与することが期待されるため。	B社
Bloomberg へのデータ提供の開始	下記のような「取引データの時系列化」は、市場参加者に対するデータ利用の利便性向上や、研究者によるファイナンス実証分析などへの貢献といった観点から今後の整備が必要な事項であると考えている。ただ、事務負担を考慮すれば事務局が時系列データを作成するのは難しいことは理解しており、外部ベンダーを活用して効率的に時系列データを生成することが現実的な選択肢であると思われる。提供先としては市場参加者の使用率が最も高いと思われる Bloomberg が最適と判断している。	A社
日次のデータ公表時間の前倒し	翌日の9時では既に取引が始まっているため、当日の夜もしくは翌日の8時半までにはホームページにアップロードされることを希望する。	J社
特にございませぬ。	—	C社

見直しが必要な事項と具体的な内容	理由	社名
現時点では特に無い	—	G社
特になし。	—	I社
特になし	—	O社
特になし	—	M社
—	—	H社
—	—	D社
—	—	K社
—	—	N社
—	—	L社
—	—	P社
—	—	Q社
—	—	F社
—	—	R社

(参考) 昨年度の定期検証に係るアンケートで寄せられた制度改善案と検討内容

改善案	検討内容
<p>公表される取引データの時系列化</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、日次（営業日）ベースでファイルが作成・公表されているが、過去の取引データの取得・分析が煩雑であることから、ファイルを統合した時系列データの作成・公表を検討できないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、現在は3つの形式（CSV・EXCEL・PDF）でファイルを作成・公表しているが、集計担当部署では、夕方（午後5時15分まで）に当日分の取引情報の報告を受けて翌日朝にファイルを公表しており、ファイルの作成・公表事務がタイトになっているため、仮に、新たな内容のファイルを作成・公表するというのであれば、事務負担軽減の観点から、作成・公表するファイルの形式を一本化したい旨の提案があった ⇒昨年度の定期検証では発表対象銘柄の拡大の議論に注力することとし、時系列データの作成・公表は見送ることとされた

【問6：任意回答】

最近の社債市場の動向等について、各社様より御提供いただける、又は本WGの皆様に共有いただきたい御意見・情報等がございましたら、御教示ください。特に、近年の社債発行の増加や金融政策が流動性に与える影響等について、御意見・情報等がございましたらお願いします。

(意見照会結果の概要)

・ 1社より、昨今の新発銘柄の大型化傾向が継続するのであれば、社債レポ市場の育成に取り組むべきとの意見が寄せられた。

(各社回答)

最近の社債市場の動向等（近年の社債発行の増加や金融政策が流動性に与える影響等）	社名
一銘柄あたりの社債発行の大型化はセカンダリーにとっても好ましい所である。今後ともある程度の規模感の銘柄が継続して発行される状況にあるという事であれば、旧来からの課題の一つであるレポ・マーケットの育成にも取り組んでいきたい希望はある。	G社
特にございません。	C社
特になし。	I社
特になし	O社
特になし	M社
なし	J社
—	H社
—	K社
—	N社
—	D社
—	E社
—	B社
—	L社
—	F社

最近の社債市場の動向等（近年の社債発行の増加や金融政策が流動性に与える影響等）	社名
—	P社
—	Q社
—	A社
—	R社

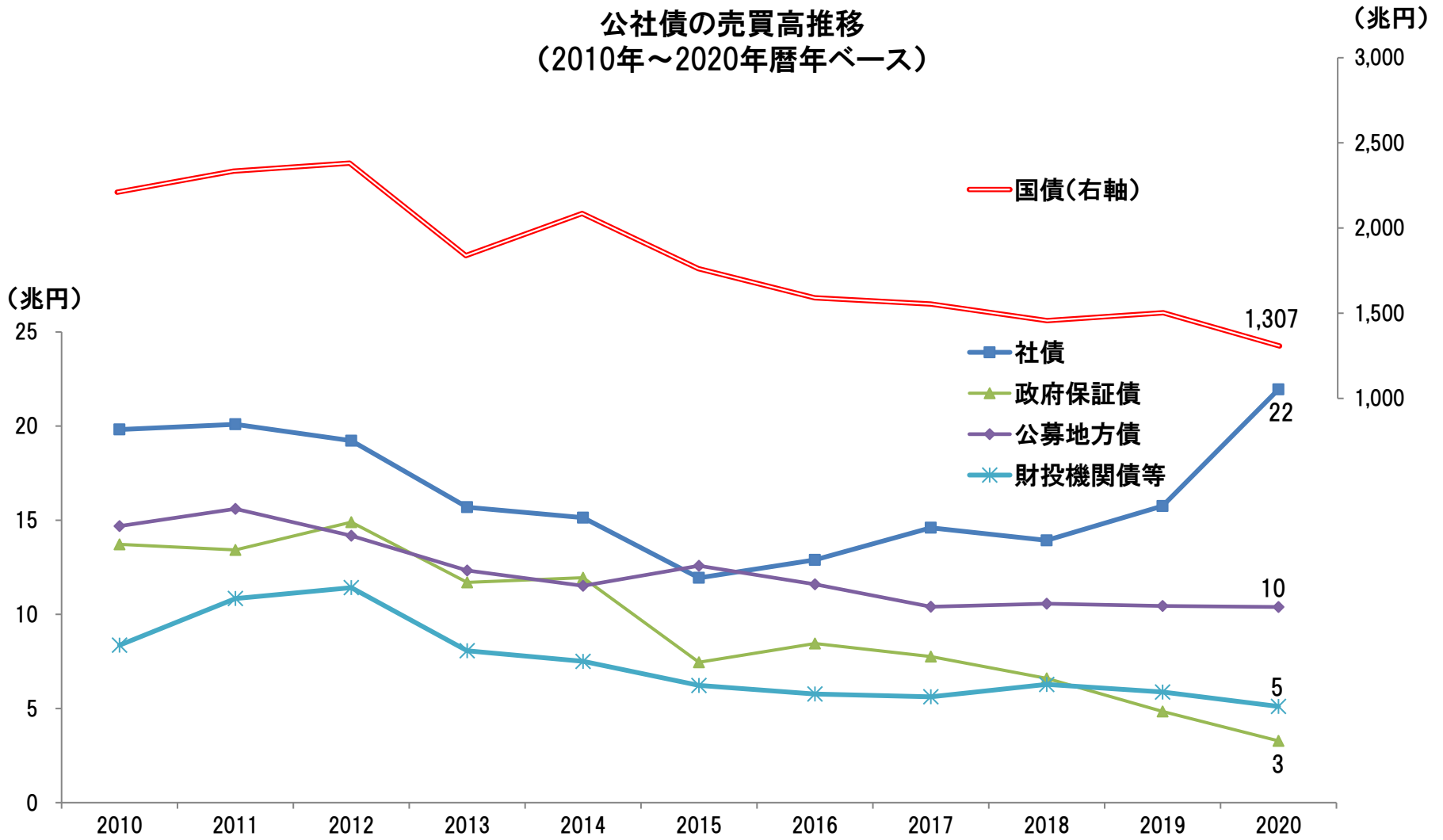
以上

社債の取引情報データ等について

1. 公社債市場の動向

1-① 公社債の売買高推移

公社債の売買高推移
(2010年～2020年暦年ベース)



(注) 現先・T-Billを除く。

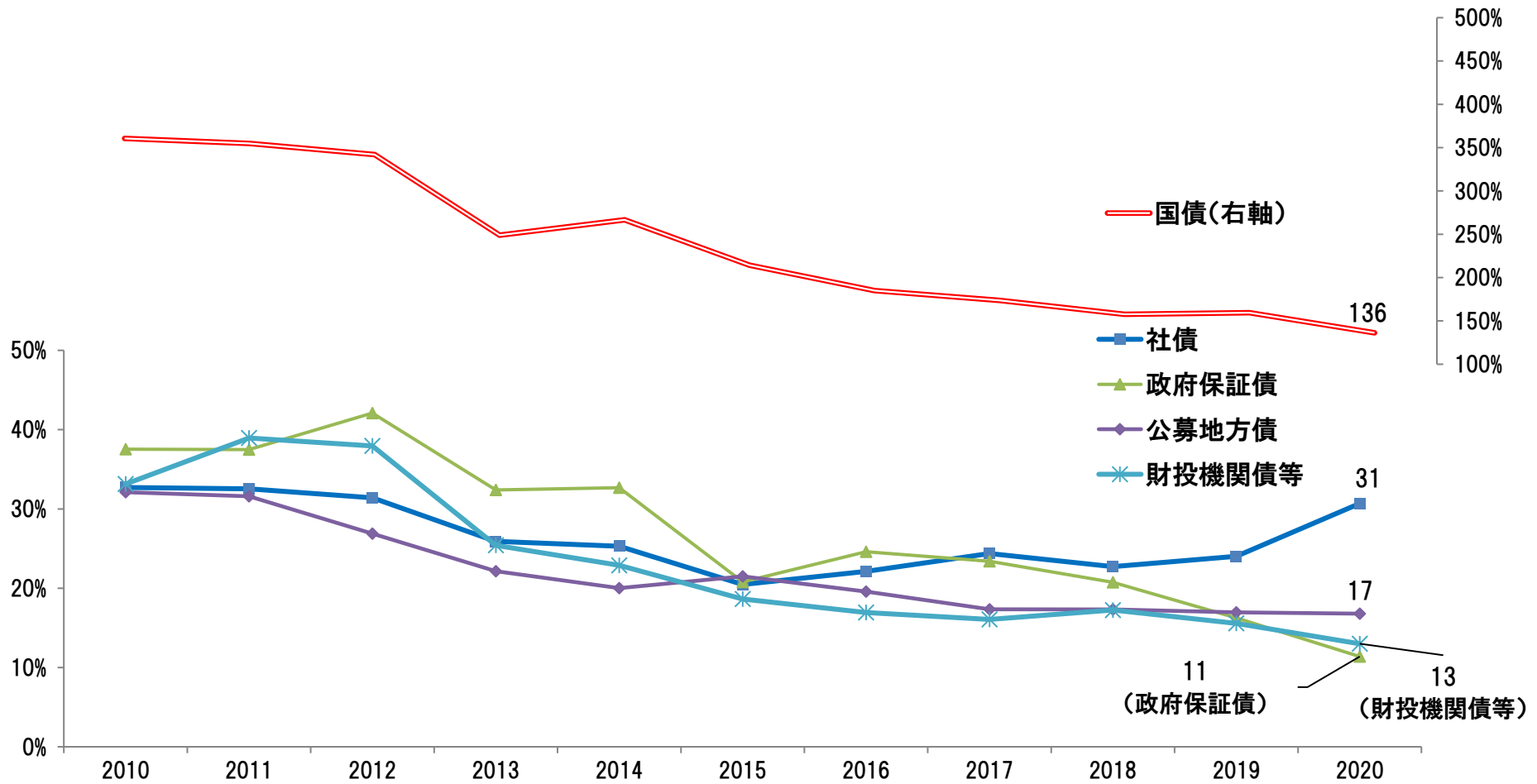
2020年の値は1月～11月までのデータを1年分に引き直した試算値

出所: 日本証券業協会「公社債店頭売買高」(2018年4月取引分までは「公社債種類別店頭売買高」)

1. 公社債市場の動向

1-② 公社債の売買回転率推移

公社債の売買回転率推移
(2010年～2020年暦年ベース)



(注) 現先・T-Billを除く

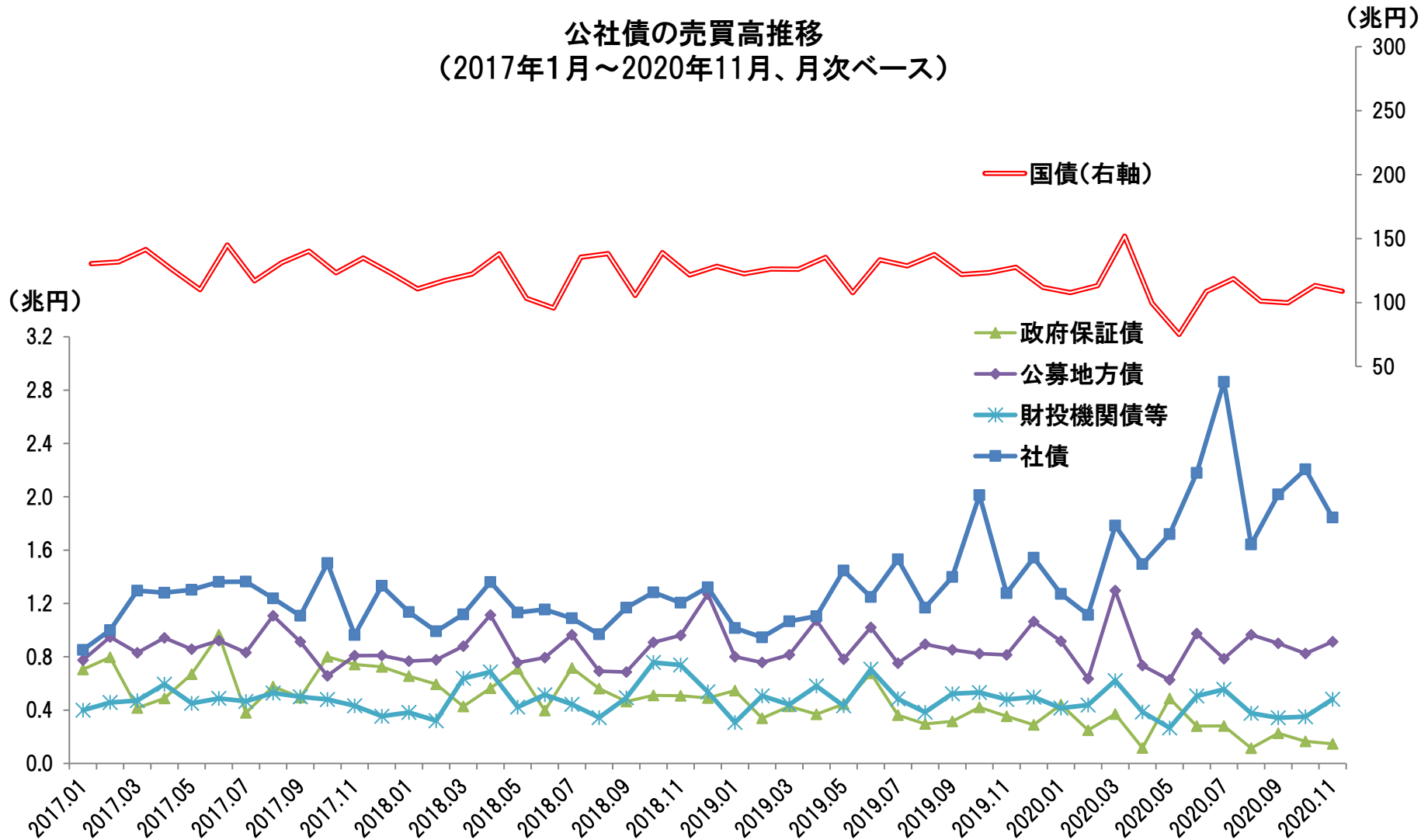
2020年の値は1月～11月までのデータを1年分に引き直した試算値

出所: 日本証券業協会「公社債店頭売買高」(2018年4月取引分までは「公社債種類別店頭売買高」)、「公社債発行額・償還額」

1. 公社債市場の動向

1-③ 公社債の売買高推移

公社債の売買高推移
(2017年1月～2020年11月、月次ベース)



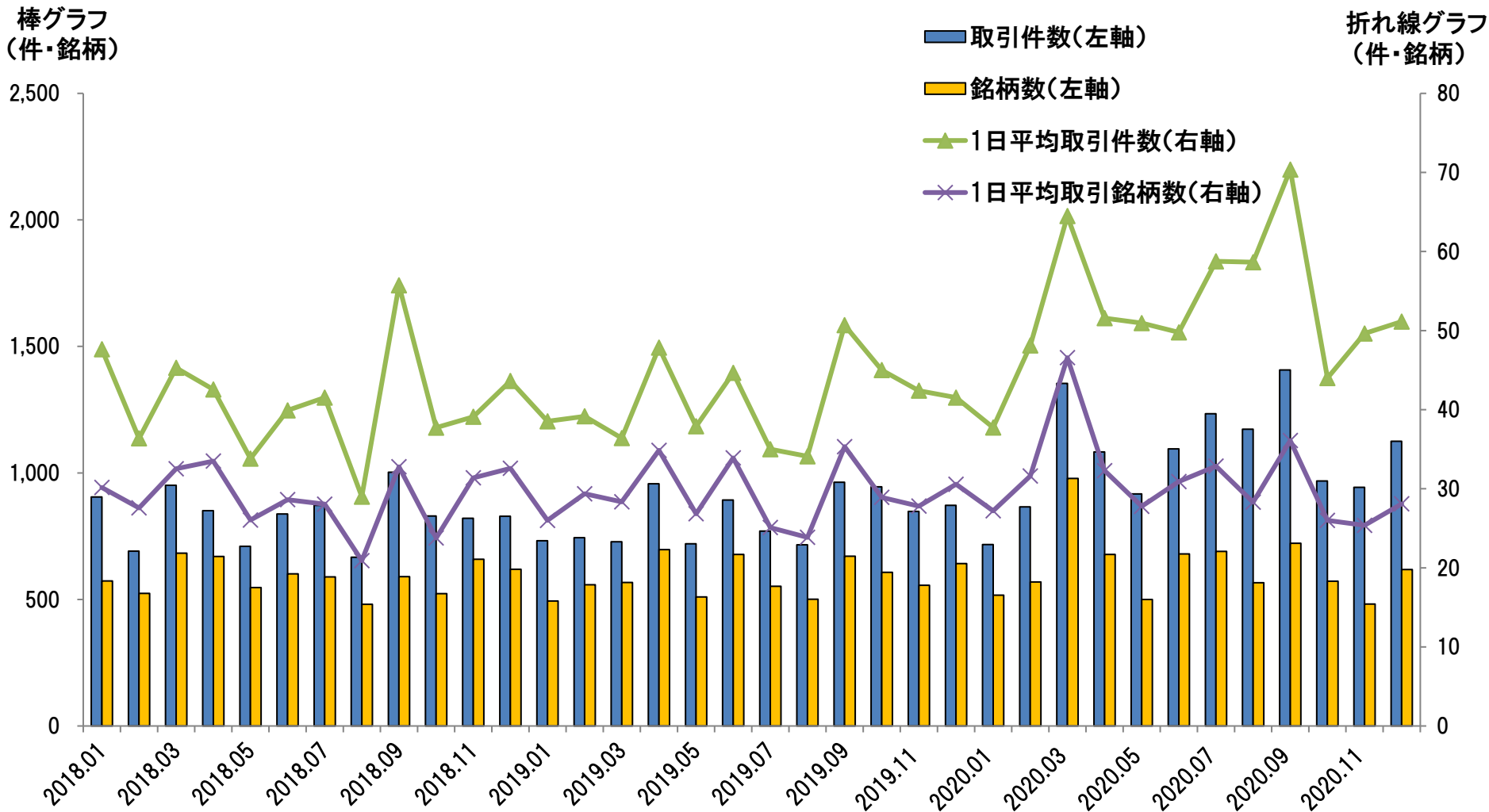
(注) 現先・T-Billを除く。

出所: 日本証券業協会「公社債店頭売買高」(2018年4月取引分までは「公社債種類別店頭売買高」)

2. 社債取引情報の発表状況

2-①発表対象の取引件数、取引銘柄数推移

発表対象の社債の取引件数・銘柄数の推移



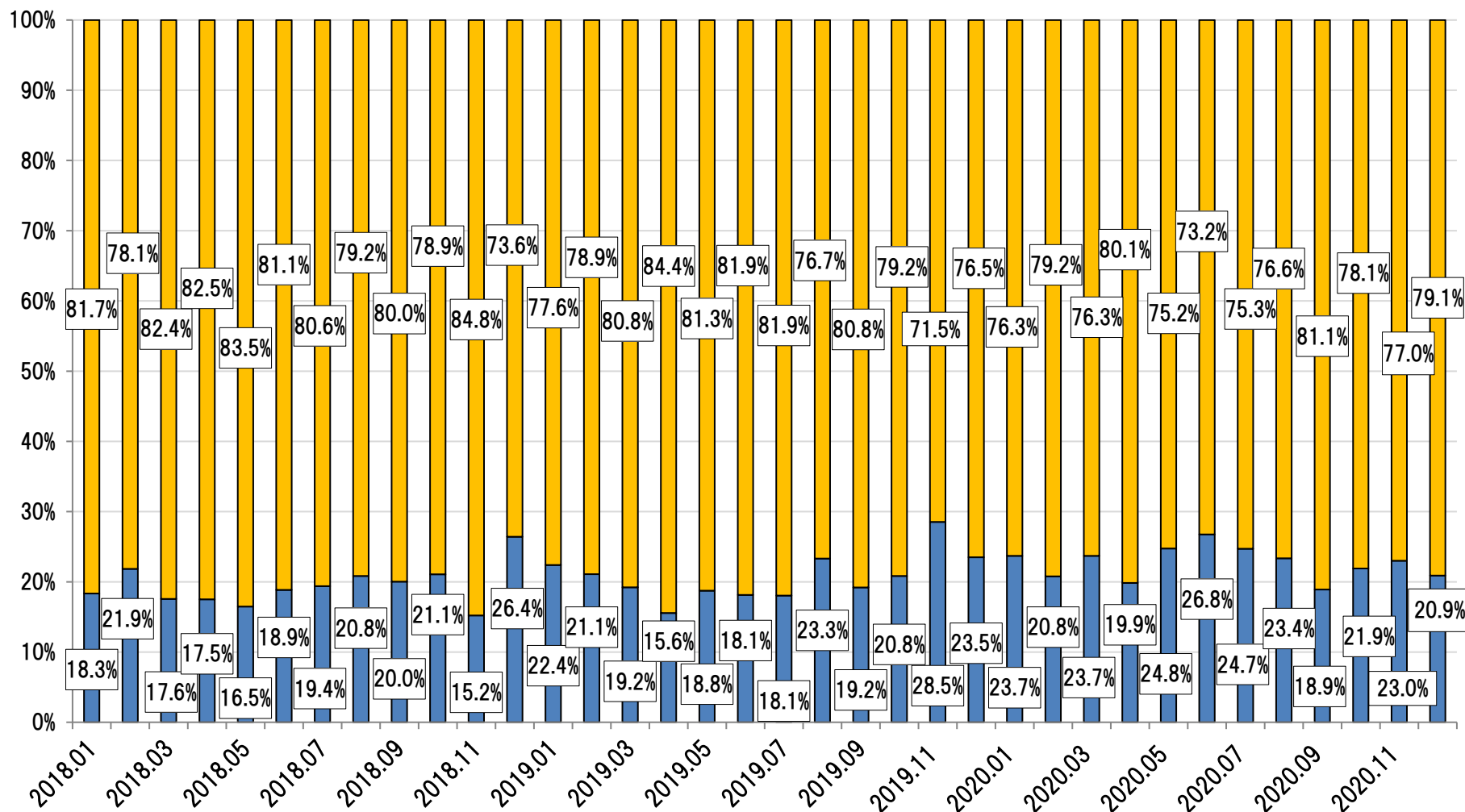
(注)発表対象の取引件数、取引銘柄数は発表日ベースで集計。

出所: 日本証券業協会「社債の取引情報」

2. 社債取引情報の発表状況

2-②取引数量の状況(5億円以上・未満の内訳)

発表対象の社債の取引数量別内訳(割合)



(注)発表対象の取引数量別の取引件数は発表日ベースで集計。

出所:日本証券業協会「社債の取引情報」

■ 5億円未満の取引 ■ 5億円以上の取引

2. 社債取引情報の発表状況

2-③発表対象取引の取引数量ベスト20ランキング

						取引数量(億円)												
銘柄名称	払込日	発行総額 (億円)	利率	償還日	201912	202001	202002	202003	202004	202005	202006	202007	202008	202009	202010	202011	合計	
1 東京海上日動劣1	2019/12/24	2,000	※	2079/12/24	—	—	163	382	148	0	93	22	37	20	37	7	909	
2 日立製作所 18	2020/03/12	900	0.06	2023/03/10	—	—	—	—	655	84	10	0	0	28	0	0	777	
3 アサヒグループHD 13	2020/10/15	1,000	0.001	2023/10/13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	608	608	
4 東北電力 522	2020/06/09	450	0.160	2025/06/25	—	—	—	—	—	—	—	146	131	204	20	80	581	
5 日本電産 8	2019/07/19	1,000	0.10	2024/07/19	49	13	180	88	2	0	20	79	10	2	0	0	443	
6 大和ハウス工業 21	2020/09/15	500	0.001	2023/09/15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	339	64	403	
7 小田急電鉄 89	2020/07/16	600	0.001	2023/07/14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	358	0	38	396	
8 KDDI 29	2019/11/29	500	0.020	2022/11/29	—	20	65	73	101	34	23	16	0	51	0	0	383	
9 東海旅客鉄道 83	2020/09/16	1,000	0.001	2023/09/19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	373	373	
10 Zホールディングス 15	2020/06/11	800	0.35	2023/06/09	—	—	—	—	—	—	—	95	50	67	67	87	366	
11 日本電産 12	2020/06/10	500	0.03	2023/06/09	—	—	—	—	—	—	—	182	177	4	0	0	363	
12 日本生命2ローン劣1	2018/09/18	1,200	※	2048/09/18	—	—	2	12	118	6	71	31	39	23	41	18	361	
13 三井不動産 76	2020/04/28	600	0.21	2023/04/28	—	—	—	—	—	—	244	36	0	33	29	2	344	
14 西日本旅客鉄道59	2020/05/21	550	0.13	2025/05/21	—	—	—	—	—	—	—	33	22	107	77	82	321	
15 電通グループ 6	2020/07/08	600	0.49	2030/07/08	—	—	—	—	—	—	—	—	139	49	94	35	317	
16 ホンダファイナンス 58	2019/09/19	300	0.001	2022/09/16	0	93	104	23	0	23	10	40	0	2	0	0	295	
17 ファーストリテイリング5	2018/06/06	800	0.11	2023/06/06	2	1	0	2	2	0	233	25	0	2	11	14	292	
18 三井住友F&L 24	2019/07/26	300	0.050	2023/01/26	0	52	23	81	44	53	0	0	16	0	0	0	269	
19 オリックス 198	2020/06/04	300	0.030	2023/06/02	—	—	—	—	—	—	—	184	64	10	0	0	258	
20 日立キャピタル 78	2019/10/25	250	0.02	2022/10/20	27	0	0	56	107	43	0	10	5	0	0	0	248	

(注1)変動利率は「※」で表示。発表対象期間外は「—」で表示。

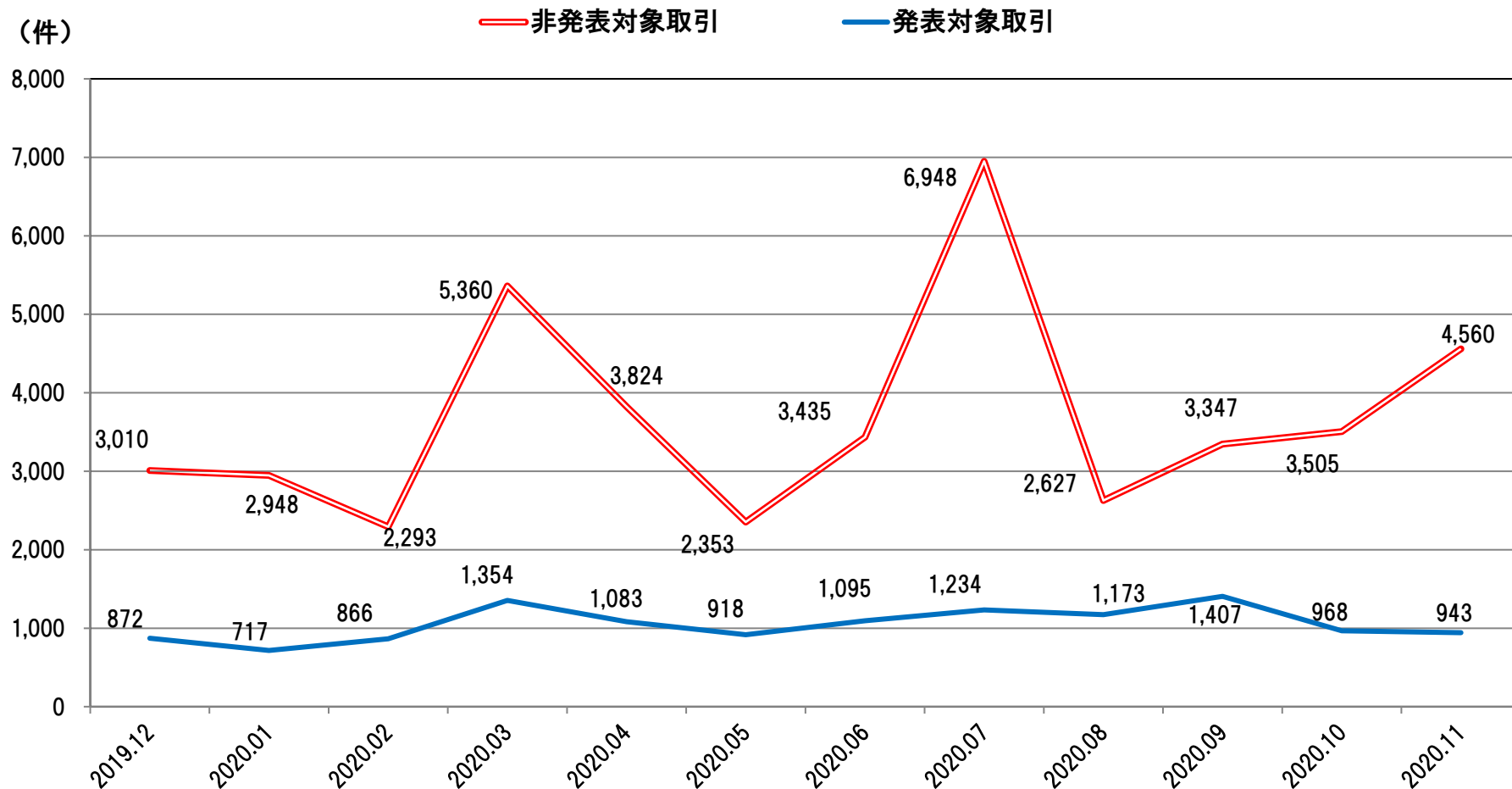
(注2)発表対象取引は約定日ベースで集計。

出所：日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-①公募社債の取引状況(発表対象取引、非発表対象取引別)

取引件数ベース



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

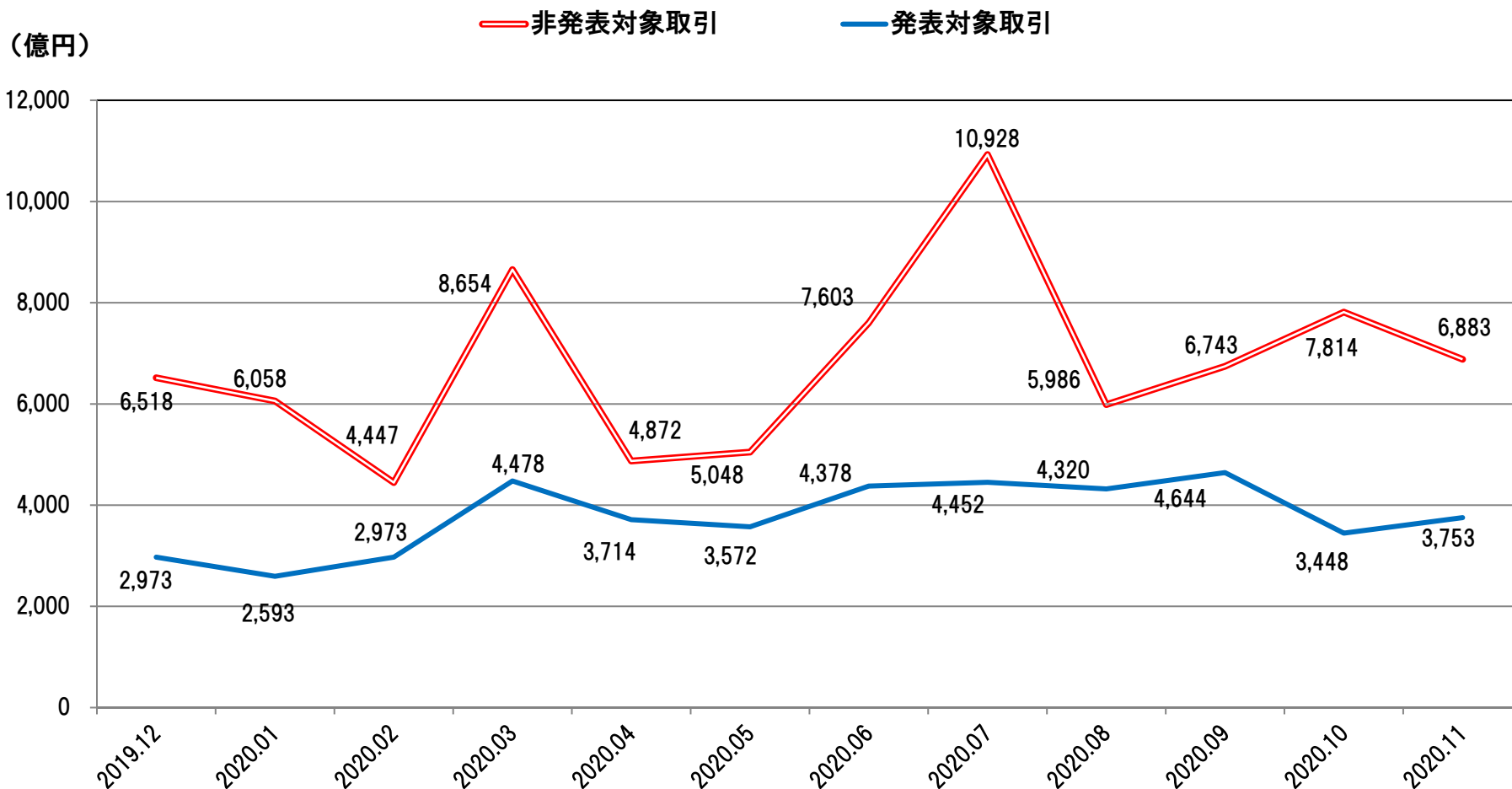
(注2) 発表対象取引は発表日ベースで集計。

出所: 日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-①公募社債の取引状況(発表対象取引、非発表対象取引別)

取引数量ベース



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

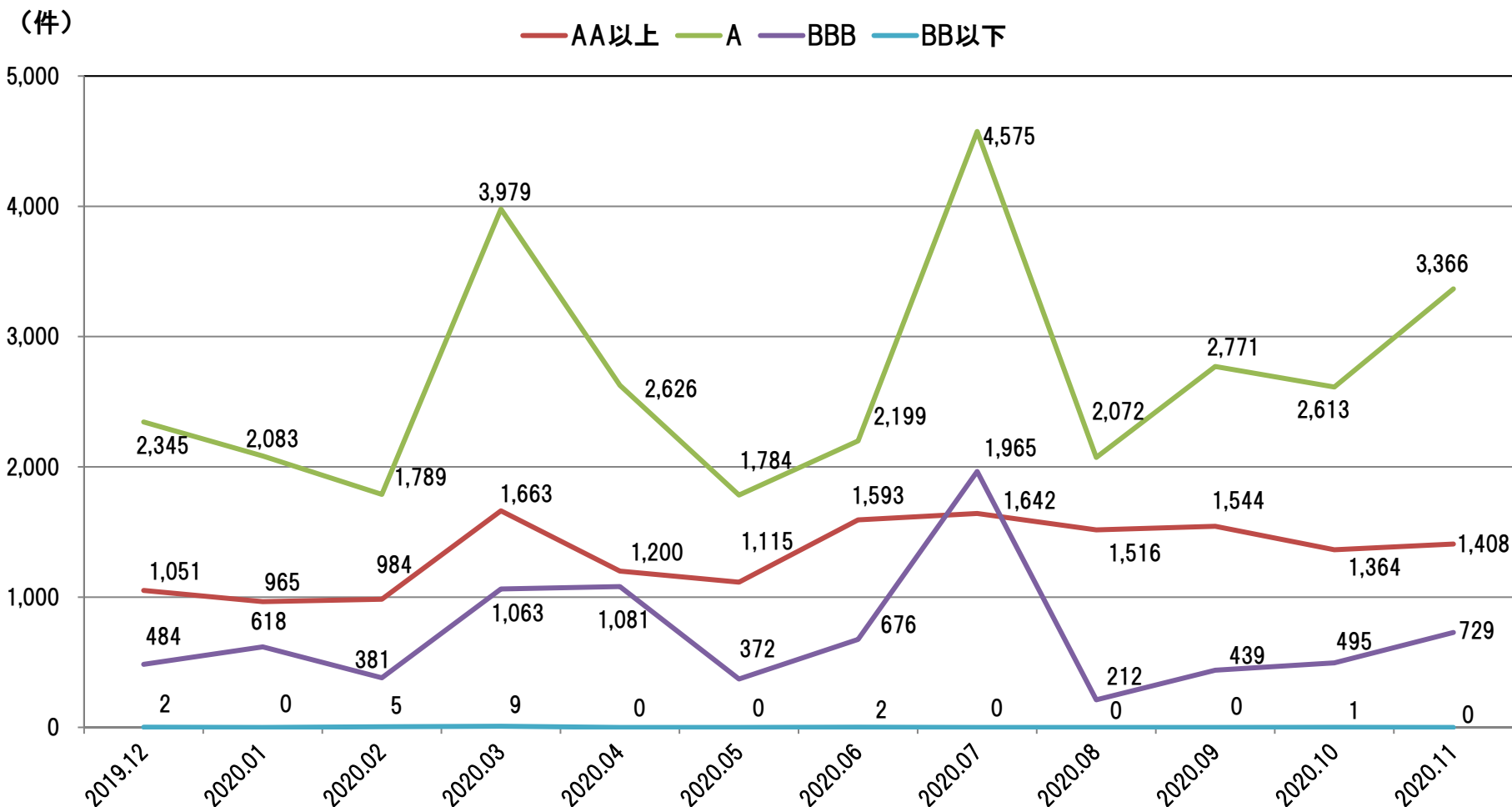
(注2) 発表対象取引は発表日ベースで集計。

出所: 日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-②公募社債の取引状況(格付別)

取引件数ベース



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

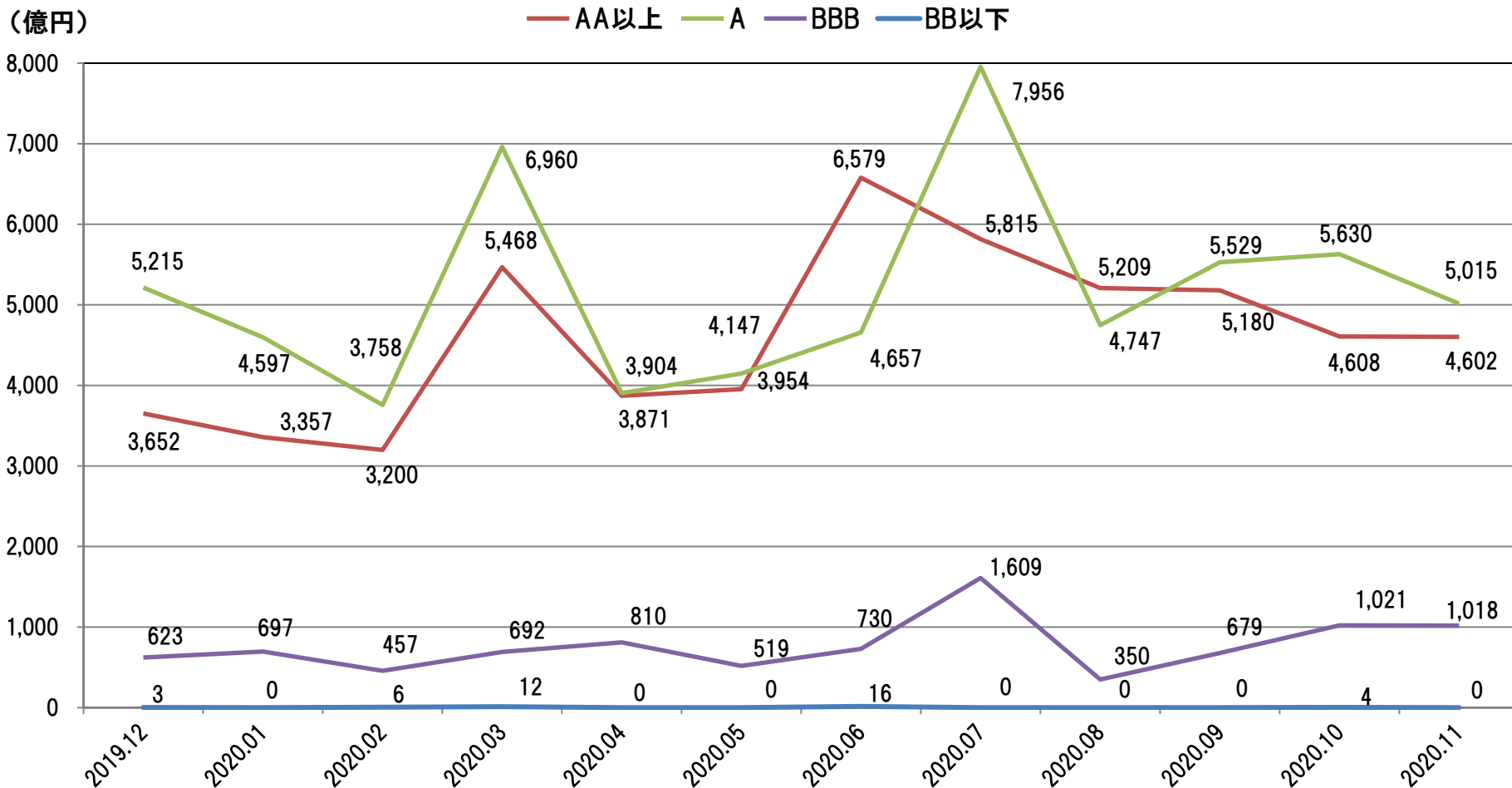
(注2) 複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。

出所: 日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-②公募社債の取引状況(格付別)

取引数量ベース



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

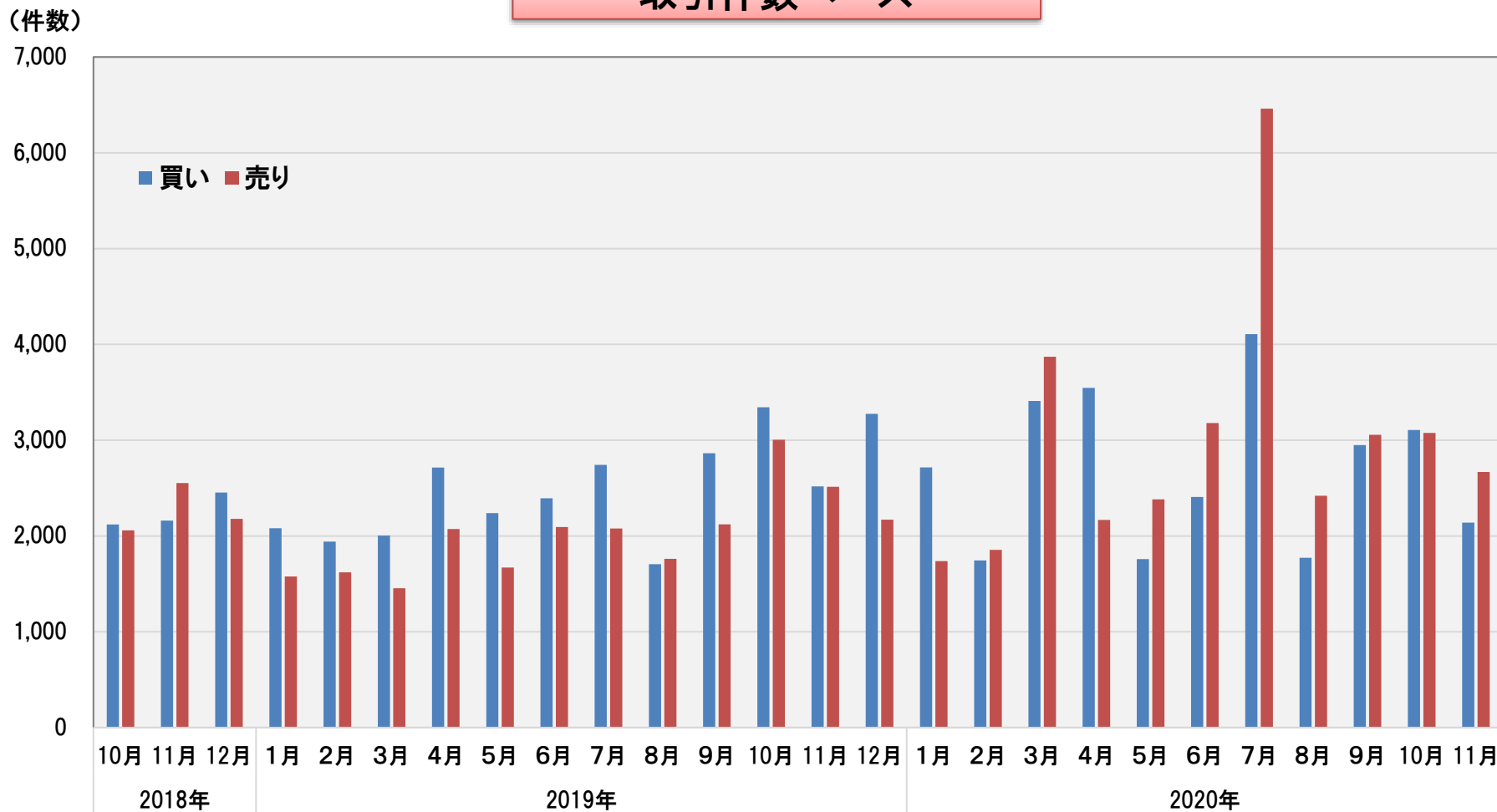
(注2) 複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。

出所: 日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-③公募社債の取引状況(売買別)

取引件数ベース



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2) 取引件数は約定日ベースで集計。

(注3) 報告会員の取引相手(証券会社の顧客)における売買の別を集計。

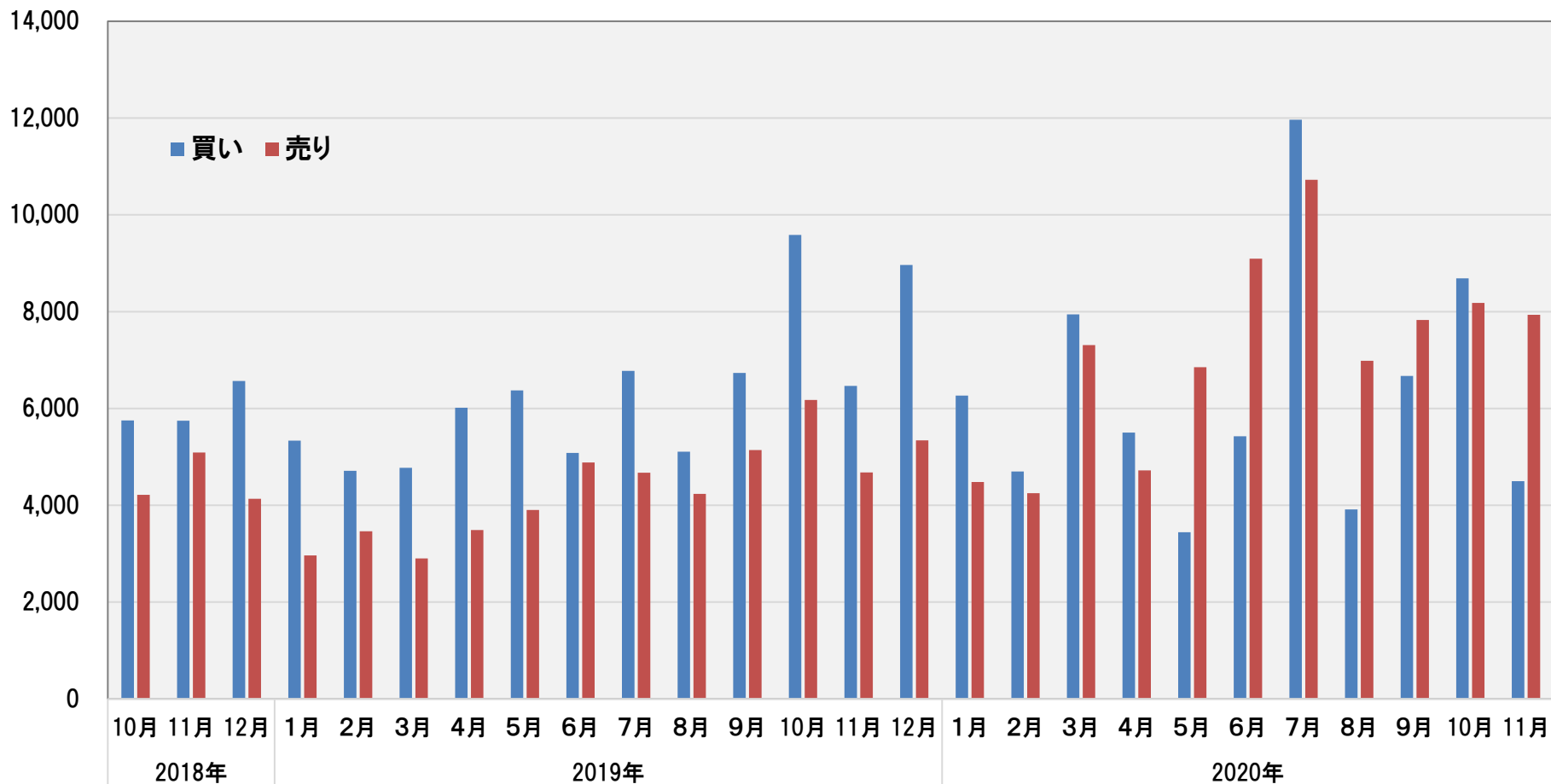
出所: 日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-③公募社債の取引状況(売買別)

取引数量ベース

(億円)



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

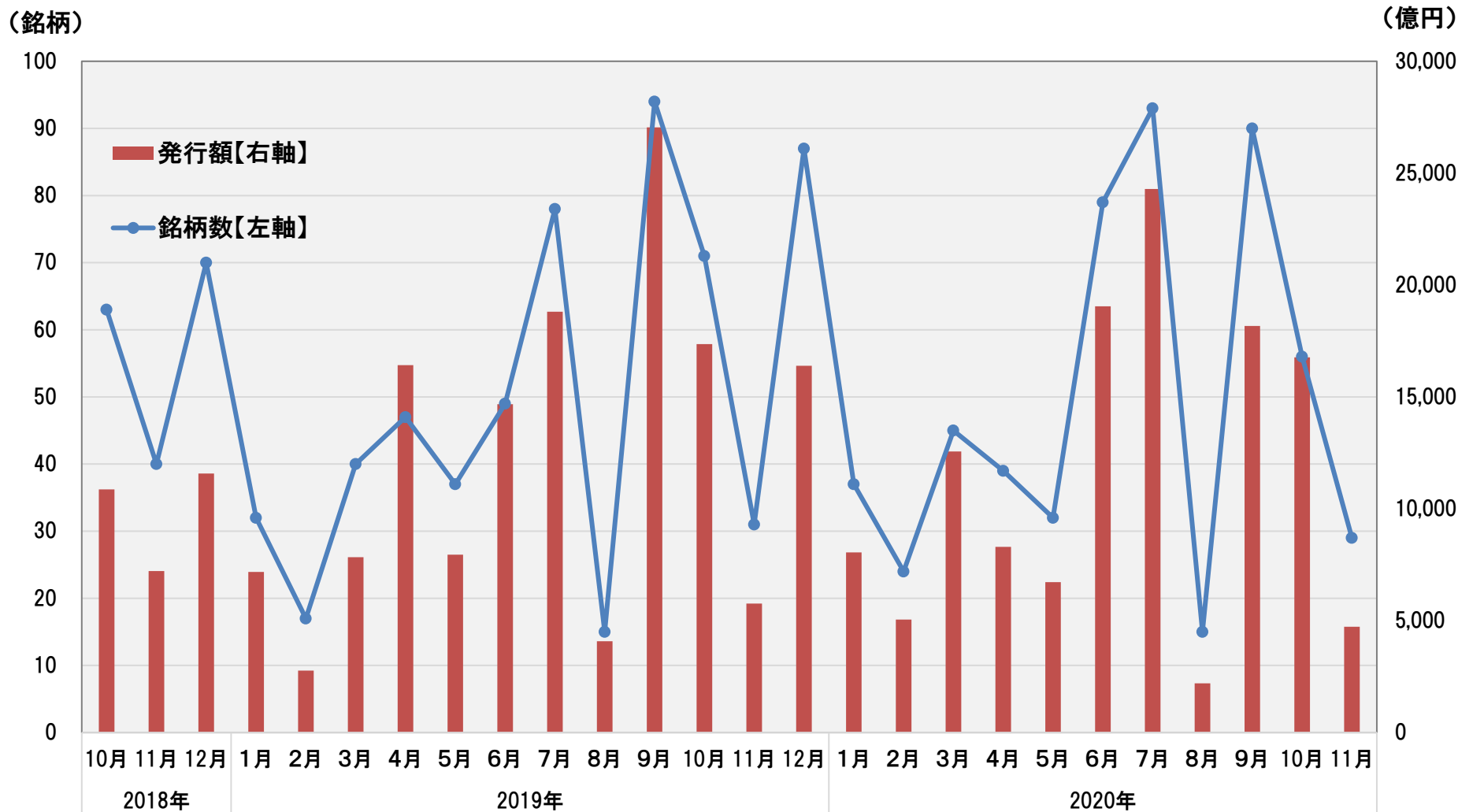
(注2) 取引数量は約定日ベースで集計。

(注3) 報告会員の取引相手(証券会社の顧客)における売買の別を集計。

出所: 日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-③(参考)公募社債の発行状況



(注) 払込日を発行日として集計。

出所: 日本証券業協会のデータに基づき作成。

【参考】社債の取引情報発表対象銘柄のカバー率

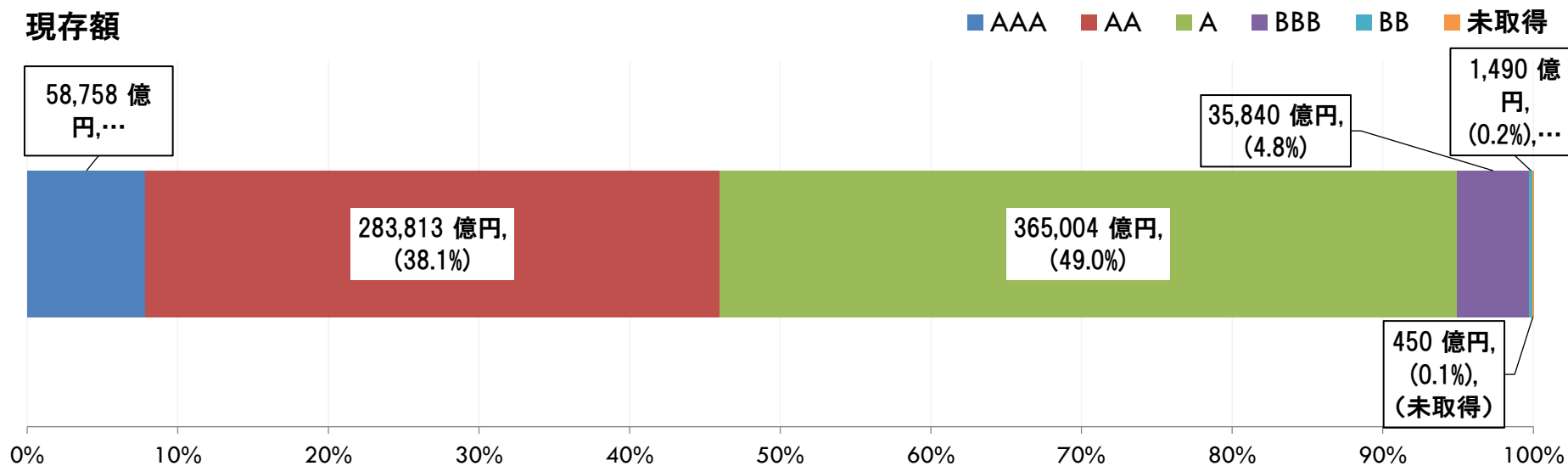
	2020年9月		2019年9月		2018年9月	
○ 銘柄数のカバー率	銘柄数	カバー率	銘柄数	カバー率	銘柄数	カバー率
全公募社債	3,297銘柄	-	3,045銘柄	-	2,863銘柄	-
現行の発表対象銘柄	1,609銘柄	49%	1,486銘柄	49%	1,385銘柄	48%
拡大後(2021年4月以降)基準の 発表対象銘柄	1,649銘柄	50%	1,523銘柄	50%	1,425銘柄	50%
○ 取引件数のカバー率	取引件数	カバー率	取引件数	カバー率	取引件数	カバー率
全公募社債の取引 (※額面1000万円未満の取引を除く)	4,398件	-	3,200件	-	3,147件	-
うち1億円以上の取引	3,291件	-	2,397件	-	2,413件	-
現行の発表対象となる取引	1,331件	全取引ベース：30% 1億円以上の 取引ベース：47%	931件	全取引ベース：29% 1億円以上の 取引ベース：39%	977件	全取引ベース：31% 1億円以上の 取引ベース：40%
拡大後(2021年4月以降)基準の 発表対象となる取引	1,560件	全取引ベース：35% 1億円以上の 取引ベース：47%	1,159件	全取引ベース：36% 1億円以上の 取引ベース：48%	1,180件	全取引ベース：37% 1億円以上の 取引ベース：49%
○ 取引数量のカバー率	取引数量	カバー率	取引数量	カバー率	取引数量	カバー率
全公募社債の取引 (※額面1000万円未満の取引を除く)	10,351億円	-	7,620億円	-	7,465億円	-
うち1億円以上の取引	10,170億円	-	7,468億円	-	7,330億円	-
現行の発表対象となる取引	4,633億円	全取引ベース：45% 1億円以上の 取引ベース：46%	3,050億円	全取引ベース：40% 1億円以上の 取引ベース：41%	3,206億円	全取引ベース：43% 1億円以上の 取引ベース：44%
拡大後(2021年4月以降)基準の 発表対象となる取引	5,425億円	全取引ベース：52% 1億円以上の 取引ベース：53%	3,893億円	全取引ベース：51% 1億円以上の 取引ベース：52%	3,961億円	全取引ベース：53% 1億円以上の 取引ベース：54%

(注1)各カバー率は約定日ベースで集計。

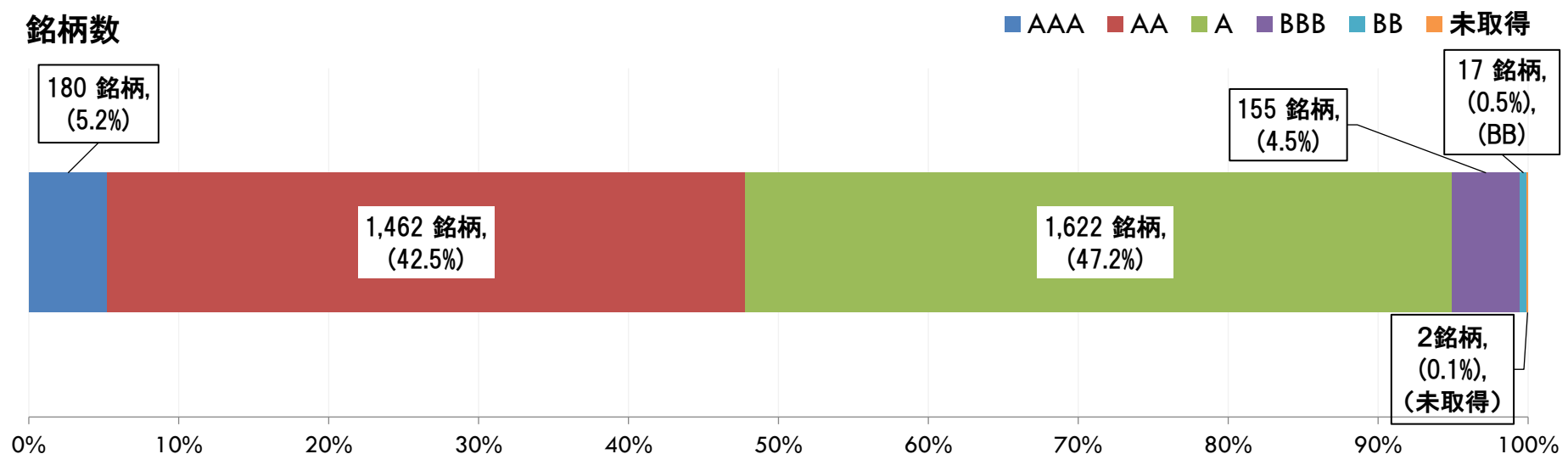
(注2)各月の前月15日までに発行された銘柄で、当月中に償還される銘柄を除いて集計。

【参考】格付別の社債現存額・銘柄数

現存額



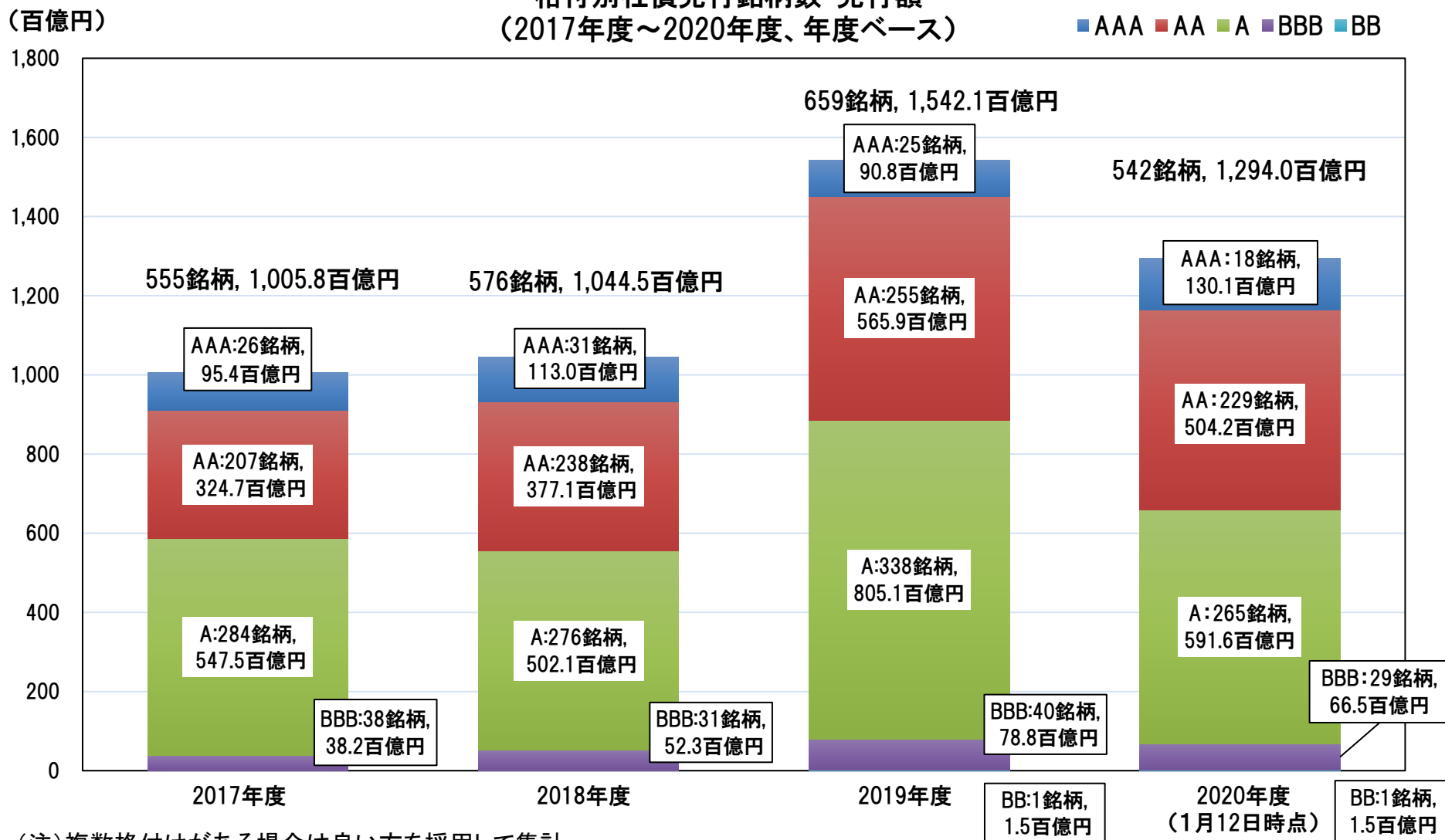
銘柄数



(注) 複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。
 出所: 日本証券業協会による推計(2021年1月4日時点)

【参考】格付別の社債発行状況(銘柄数、発行額)

格付別社債発行銘柄数・発行額
(2017年度～2020年度、年度ベース)



(注)複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。

出所: 日本証券業協会「公社債発行銘柄一覧」に基づき作成(2021年1月12日時点)